

健感発第0715第1号 平成22年7月15日

 各
 都道府県

 政 令 市
 衛生主管部(局)長

 特 別 区

厚生労働省健康局結核感染症課長

狂犬病予防法施行規則に基づき厚生労働大臣が定める 都道府県名を特定できる文字、数字等の一部改正について

平成22年7月15日付けで、狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号 ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道 府県名を特定できる文字、数字等(平成22年厚生労働省告示第279号) が別添のとおり一部改正されたので、御了知いただくとともに、関係者等(都 道府県にあっては貴管内の市町村を含む)へ周知願いたい。

各自治体においては、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第17号)の趣旨に鑑み、「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成19年3月2日付け当職通知)を踏まえて、犬の鑑札及び注射済票の装着義務の遵守並びに狂犬病対策の推進に関する取組みを一層円滑に行うため、引き続き、関係自治体及び関係団体との協力連携を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 第1項に規定する技術的な助言である。

第三 解 解 使 物 起 可 日刊 (行政機関の休日休刊)明治二十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)

編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局

指定する件の一部を改正する件 年の課程を修了した者に準ずる者を

(同一一七)

〇狂犬病予防法施行規則第五条第一項

第二号ハ及び第十二条第三項第二号

〇学校教育法施行規則等の一部を改正 省 目 令

恋

筶

する省令 (文部科学一七)

〇保険業法第二百九条第二号の規定に よる届出に関する件

(金融庁八〇、八二)

官

〇日本国に帰化を許可する件

〇リベリア共和国における「教育施設 本国政府と国際連合児童基金との問 整備計画」のための贈与に関する日

(外務三四一)

〇認定特定非営利活動法人を公示する 件の一部を改正する件

(国税庁二二、二三)

〇大学院の入学に関し修士の学位を有 する者と同等以上の学力があると認 められる者を指定する件の一部を改 正する件(文部科学一一六) (25)

1

(法務三六五)

の書簡の交換に関する件

(四国地方整備局七二)

○道路に関する件

〇土壌汚染対策法に基づく指定調査機

(海上保安庁一七一、一七二)

関を廃止した件(環境四一)

〇水路測量の実施に関する件

関を登録した件(同七六一)

関を指定した件

〇土壌汚染対策法に基づく指定調査機

(関東地方環境事務所四

刑事補償法による補償決定の公示

(横浜地方裁判所)

国家試験

〇土壌汚染対策法に基づく指定調査機 関を廃止した件(同五)

〇土壌汚染対策法に基づく指定調査機 関を指定した件 (中部地方環境事務所三)

採用候補者名簿の有効期間の満了

(人事院)

〇土地区画整理事業の施行規程の変更

及び事業計画の変更を縦覧に供する

〇高速自動車国道に関する件

(農林水産一一〇八~一一一三三)

(国土交通七五七)

〇保安林の指定をする件

(厚生労働二七九)

字、数字等の一部を改正する件

定める都道府県名を特定できる文

ハの規定に基づき、厚生労働大臣が

所

内閣 内閣府 農林水産省

(皇室事項)

〇エネルギーの使用の合理化に関する

法律の規定により登録建築物調査機

〇砂防法第二条の土地を指定する件

(同七五九、七六〇)

件 (同七五八)

官庁事項

[官庁報告]

準備金及び特別準備金について る日本貸金業協会からの届出に関する 株式会社商工組合中央金庫の危機対応 公示について(金融庁) 貸金業法第三十三条第二項の規定によ

-

(財務省・経済産業省)

袪

務

会社その他

〇土壌汚染対策法に基づく指定調査機 関を廃止した件 同四

〇外国において学校教育における十二

 \triangleright

〇土壌汚染対策法に基づく指定調査機 関を指定した件

閣議決定等事項

資

料

公

告

〇土壌汚染対策法に基づく指定調査機 関を廃止した件(同四) (近畿地方環境事務所三)

〇土壌汚染対策法に基づく指定調査機

裁判所

di 1

項

〇土壌汚染対策法に基づく指定調査機 関を指定した件 (中国四国地方環境事務所二)

関を廃止した件(同三)

人事異動

最高裁判

特殊法人等 相続 特別消算、 公示催告、 会社更生、 失踪、 再生関係 破産、免資、

参議院共済組合定款の一部変更関係

통

官

広島県

ΗS

ယ္

当口证

Ϋ́A

딿

〇厚生労働省告示第二百七十九号

労働省告示第二百四十九号)の一部を次のように改正する。 号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等(平成二十年厚生 三項第二号ハの規定に基づき、狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二 **狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年厚生省令第五十二号)第五条第一項第二号八及び第十二条第**

平成二十二年七月十五日

表神奈川県の項を次のように改める。

神伝三県

XZ

4

厚生労働大臣 長妻

!!!!

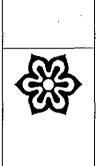


表京都府の項を次のように改める。

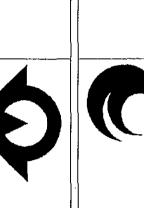
京都府

X X

26



表広島県の項及び山口県の項を次のように改める。



表長崎県の項を次のように改める

城處県

8

〇農林水産省告示第千百八号

二十五条第一項の規定により、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第 平成二十二年七月十五日 次のように保安林

指定施業要件

主伐は、択伐による。

木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立

2 高塚三四、二六 保安林の所在場所 富山県氷見市十二町字 立木の伐採の限度、次のとおりとする。

指定施業要件 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富 立木の伐採の限度、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第千百九号

二十五条第一項の規定により、 十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

谷内一九四、二七六、二七八、二九一、字上 七二、三七三、 口四一六五、四一六六、四一七六、字古屋三 指定の目的 保安林の所在場所 上砂の流出の防備 日名田字寺尾五の 農林水産大臣 常山県氷見市白川字池 山田 正彦

立木の伐採の方法

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

指定の目的 上砂の崩壊の防備

以上のものとする。 **本は、当該立木の所在する市町村に係る** 主伐として伐採をすることができる立 町村森林整備計画で定める標準伐期齢

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

平成二十二年七月十五日

小杉谷一二一八、一二二〇の二、一二二二、一二〇六三、美川町四馬神字市井原一一八七、字 字年号一七九、字向非二四〇、二四一、字砂畠 ||三五、||三||大の一、||二||三||の二、字萩原 保安林の所在場所。山口県岩国市錦町宇佐郷 農林水産大臣

指定の目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

次の森林については、 主伐は、 択伐によ

2 その他の森林については、主伐に係る伐 筆について次の図に示す部分に限る。) 字向非二四一・字砂畠二〇六三 (以上二

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木 当該立木の所在する市町村に係る市町

3

間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 次のとおりとする。

の図而及び関係書類を由口県庁及び岩国市役所に (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 及び樹種 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 次のとおりとする。 콘

〇農林水産省告示第千百十号

備え置いて縦覧に供する。)

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

平成二十二年七月十五日 農林水産大臣

一、四の一、五の二、一〇の一、 五四(次の図に示す部分に限る。)、字金沢二の 指定の目的 土砂の流出の防備 保安林の所在場所 富山県南砺市人母字横道 出

立木の伐採の方法

指定施業要件

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木

の図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に (「次の図」 及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種、次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。

、数字等の一部を改正する件案新旧対照条文狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字

字、数字等(平成二十年厚生労働省告示第二百四十九号)(狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文

(傍線の部分は改正部分)

方島県	(略)	京都府	(器)	神奈川県	(略)	都道府県名		改
НS	(略)	кү	(略)	ХN	(略)	× ÷		
3 4	(略)	2 6	(略)	14	(略)	数字		正
	(略)		(略)	M	(略)	図		後
				<u>~</u>		曲]	
広島県	(略)	京都府	(略)	神奈川県	(略)	都道府県名		現
広島県 HS	(略) (略)	京都府 KY	(路)(路)	神奈川県 KN	(略)(略)	都道府県名 文字		現
								現

- 1 -

展。	(略)	上口洞
S S	(略)	ΥA
4 2	(略)	ა ა
	(略)	6
	(略)	上 口 県
長崎県NS	(略) (略)	山口県 ҮА